

厚生労働省発基労0218第1号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成22年2月18日

厚生労働大臣 長妻 昭

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額十万四千七百三十円（現行十万四千九百六十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額五万六千七百九十円（現行五万六千九百三十円）に改めること。

二 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額五万二千三百七十円（現行五万二千四百八十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額二万八千四百円（現行二万八千四百七十円）に改めること。

第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労災保険の療養補償給付を受けている者であつて常時介護を

必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額五万六千七百九十円、四万二千五百九十円又は二万八千四百円（現行五万六千九百三十円、四万二千七百円又は二万八千四百七十円）に、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、介護の程度に応じて月額十萬四千七百三十円、七万八千五百五十円又は五万二千三百七十円（現行十萬四千九百六十円、七万八千七百二十円又は五万二千四百八十円）に改めること。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十二年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。